

◎介護予防・日常生活支援総合事業 変更届等作成時 Q&A

- ・新規指定を希望しているが、手続きが必要か。
→事前相談と指定予定日の3か月前の月末までに書類提出をお願いいたします。
 - ・申請者について変更事項が発生した。
事前相談を行い、指定を取り直さないといけないか。
→必ずしも指定を取り直す必要はありません。
ただし、他市に所在する事業所の場合は、詳細について確認を行います。
 - ・変更事項が複数ある場合、それぞれ変更届の提出が必要か。
→1枚の変更届にまとめて記載することが可能です。
また、令和4年度の様式改正により押印は不要になりました。
 - ・施設の所在地は他市にあるが、現在羽村市の指定を受けている。
この場合も、変更事項が発生する度に変更届の提出が必要か。
→変更届の提出が必要です。
 - ・登記を提出する場合、原本の提出が必須か。
→基本的に原本の提出を求めています。
ただし、複数自治体に同様の書類を送付する場合は、コピーでも可。
 - ・加算の新規取得・変更を行いたい。提出書類は何か。
→「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る届出書」と「体制等状況一覧表」の提出が必要です。
様式は市公式サイト「介護予防・日常生活支援総合事業の指定等の指定について」で公開しています。
また、サービス提供体制強化加算（通所型サービスのみ）を算定する場合は、サービス提供体制強化加算に関する届出書の提出もお願いいたします。
- なお、(特定) 処遇改善加算・ベースアップ加算の算定を希望される場合は、上記2点に加え、「計画書」、「報告書」の提出が必要です。
詳しくは市公式サイト内「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書について」のご確認をお願いいたします。

◎問い合わせ先

羽村市 福祉健康部社会福祉課庶務係 内線 477・478